

# 計画策定等に関するワーキンググループ 鳥取県 説明資料

令和5年1月13日

1

## 鳥取県からの主な提案と国の対応状況

提案年	提案内容	国の対応	備考
R3	地籍調査事業計画の変更手続きの廃止	実現	
R3	脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合	一部実現	法令上の計画規定の統廃合は見送られたが、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化された。
R3	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	一部実現	当該計画の廃止は困難とされたが、事務負担を軽減するため記載事項の見直しが行われた。
R4	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体化	実現	
R4	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	実現	
R4	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	一部実現	当該計画は努力義務のため廃止困難とされたが、計画を策定しない場合でも都道府県の実情に応じた安全確保施策が実施されていれば法律に則った対応がなされているものとみなすこととされた。
R4	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	引き続き検討	主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る見込み。
R4	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること	実現	

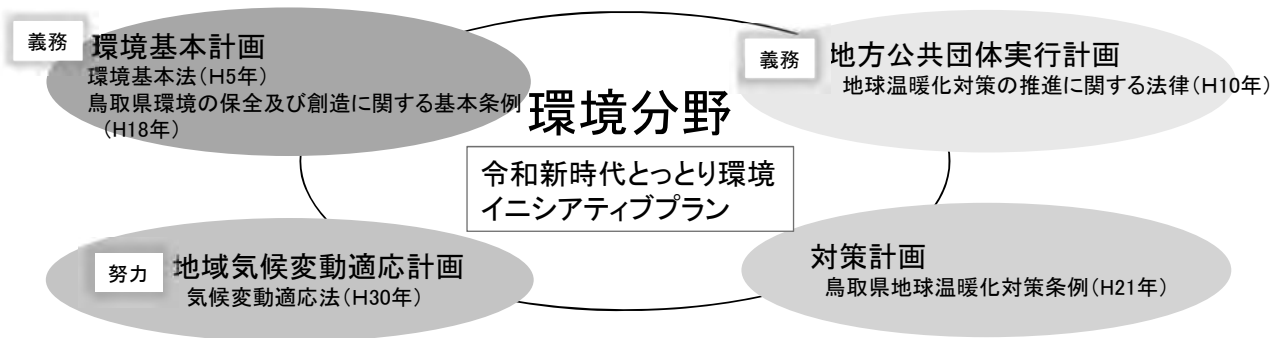
2

# 事例① 脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合

- 脱炭素社会実現分野では、複数の法令に基づき、関連する多くの計画策定事務が個別に存在。
- 鳥取県では各種計画を「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」として一体的に策定。



令和3年の提案の結果、脱炭素社会実現に係る各種計画について、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化。(本県の取組の横展開)



3

## 脱炭素社会実現に係る計画の一体的策定による効果

- 「温暖化効果ガスの排出抑制」や「被害の防止・軽減」といった個別の課題ごとではなく、関係する複合的な課題を総合的・一体的に議論することで、より整合性のある実効的な計画の策定が可能。
- 関係する諸課題・施策を一覧化することで県民にとっての視認性が向上し、効果的な施策の周知が可能。
- 策定手続の一本化等により、人的・財政的負担の軽減/施策や体制等の充実への更なる注力を図ることが可能。

個別策定時のイメージ

	環境基本計画	地域気候変動適応計画	地方公共団体実行計画	<b>&lt;ポイント&gt;</b> 計画自体は努力義務であったり、手続は地方公共団体の裁量に委ねられていても、地域内コンセンサスを取るため相当の手続コストが発生。
目的・内容	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。	気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること。	地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る。	
検討体制	A有識者会議	B有識者会議	C有識者会議	
策定手続	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申	

本県の取組

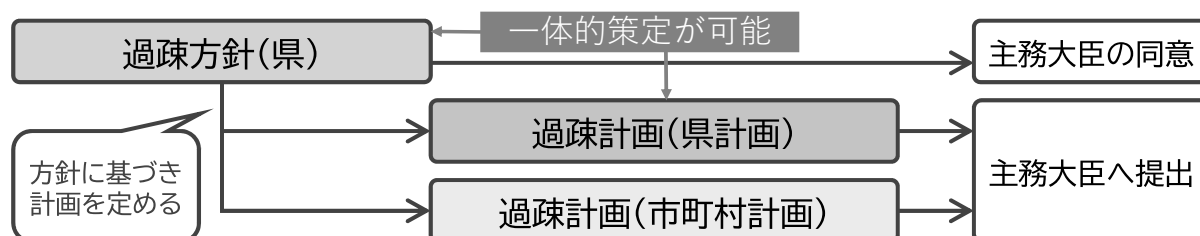
### 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン

目的・内容	環境保全及び創造に関する目標、施策の方向、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める基本計画
検討体制	とっとり環境イニシアティブ県民会議(経済・教育・消費者団体や脱炭素技術・生物多様性に関する有識者等で構成)
策定手続	鳥取県環境審議会への諮問 →計画原案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催/とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →計画作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催/とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申

## 事例② 過疎方針・過疎計画策定の一本化

- 過疎法上の「過疎地域持続的発展方針」(過疎方針)と「過疎地域持続的発展都道府県計画」(過疎計画)は別個の計画として規定されているものの、記載すべき内容が一部重複。
- そのため、策定及び改定時の業務負担が過重となっており、住民にとっても、類似、関連する内容をそれぞれ別に閲覧し理解する必要。

令和4年の提案の結果、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画の策定を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知されることとなった。



5

## 見直しにより見込まれる効果及び更なる検討課題

### 過疎方針と過疎計画(県計画)の一体化により見込まれる効果

- 過疎方針及び過疎計画(県計画)の策定及び改定に要する事務負担の軽減
  - 関連部局等への照会回数の削減(半減見込み: 6回程度→3回程度)
  - 取りまとめに要する期間の短縮(半減見込み: トータルで6ヵ月程度→3ヵ月程度に短縮)
- 一本化に伴う視認性向上による、過疎対策に向けた県の取組に対する住民理解の促進

### 今後の更なる検討課題

#### 一本化のメリットを十分に享受できる運用の確立

- 過疎方針と都道府県計画を一本化して策定する場合の留意事項については、事務軽減等のメリットを策定自治体が十分に享受できる取扱いとなるよう配慮すること。

※一本化したとしても、国への事前協議や主務大臣の同意を得る工程、主務大臣への提出等がかえって煩雑にならないよう、国(や主務大臣)に対するアクションも半減を目指していただきたい。

#### 自治体の作業期間の確保

- 令和3年の新法施行の際、法の施行から過疎対策事業債の協議等までの約半年間に県の過疎方針策定→市町村計画策定の作業を進める必要があり、結果として市町村の計画策定作業が短期間に集中。

こうした実情を踏まえ、今後の法改正等の際には、自治体が十分な作業期間を確保できるような配慮を行う必要。